

役員等報酬の状況

社会福祉法人 鳳凰会 定款により下記の通りとする。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、報酬は無報酬とする。

(役員報酬等)

第 22 条 理事長に対して、報酬は評議員会において別に定める総額の範囲内で算定した額を報酬等として支給することができる。(役員報酬に関する規程参照)